

退職手当規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人今治地域地場産業振興センター（以下「この法人」という。）就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、この法人の職員の退職手当等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 退職手当は、勤続1年以上の就業規則第2条に規定する正規職員が退職し、又は解雇されたときに支給する。ただし、就業規則第35条第4号により懲戒解雇された者には、退職手当の全部又は一部を支給しないことがある。

2 継続雇用制度対象者については、定年時に退職手当を支給し、その後の再雇用に当っては退職手当を支給しない。

(退職金共済契約)

第3条 退職手当の支給は、この法人が各職員について独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

2 新たに雇い入れた職員については、試用期間を経過し、本採用となった月に中退共と退職金共済契約を締結する。

3 退職金共済契約は、職員ごとに、その基本給の額に応じ、別表に定める掛金月額によって締結し、毎年4月に掛金を調整する。

(掛金納付の停止)

第4条 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、中退共の掛金納付を停止する。

(退職手当の額)

第5条 退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に定められた額とする。

(退職手当の減額)

第6条 職員が懲戒解雇をされた場合には、中退共に退職手当の減額を申し出ることがある。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、職員（職員が死亡したときは遺族）に交付する「退職金共済手帳」により、中退共から支給を受けるものとする。

2 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人又は遺族が遅滞なく退職手当を請求できるよう、速やかに「退職金共済手帳」を本人又は遺族に交付する。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合においては、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

4 前各項により退職手当を支給する場合には、職員と遺族の続柄又は関係を証明する書類を提出させることができる。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月28日理事会決議)

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年3月27日理事会決議)

別表（第3条関係）

基本給月額	掛金月額
160,000 円未満	8,000 円
160,000 円から 200,000 円未満	10,000 円
200,000 円から 240,000 円未満	12,000 円
240,000 円から 280,000 円未満	14,000 円
280,000 円から 320,000 円未満	16,000 円
320,000 円から 360,000 円未満	18,000 円
360,000 円から 400,000 円未満	20,000 円
400,000 円以上	22,000 円